

病歴・就労状況申立書の書きかた

病歴・就労状況申立書は請求の基本となるものです。

障害の原因となった傷病について本人（または家族）が申立てるもので、自分の事について述べられる唯一のものです。事実を正確に、できるだけ詳しく記入をしてください。

障害年金の支給・不支給は、診断書、病歴・就労状況申立書等に基づき認定医が決定します。

<記載要領>

- ① 発病から現在までのすべての期間について、順を追って詳しく記入してください。先天性疾患や慢性疾患のように初診から現在まで長時間経過したものについても同様です。また、受診していない期間も独立した期間として記入してください。

受診している期間

- ・どこの医療機関でいつからいつまで受診したか。
- ・どのような治療を受けたか。
- ・どのような症状であったか。
- ・どのように変化していったか。
- ・医師から指示されたこと。
- ・受診回数、入院期間、治療の中止（転医）の理由。
- ・その間の日常生活、就労状況等。

受診していない期間

- ・一つの独立した期間としてみる。いつからいつまで。
(長期間の場合は、適当に区切る。)
- ・受診しなかった理由。
- ・自覚症状〔その程度〕。
- ・その間の日常生活、就労状況等。

- ② 日常生活については、どのような障害のために、日常にどのような行為が制限されるか、どういう時にどのような介護が必要か、具体的に記入してください。

日常生活の具体例

- イ. 新聞、ラジオ、テレビ、日常の会話はどのような状態か。
- ロ. 歩行、外出（通院、買い物、散歩）、交通機関の利用はどのような状態か。
- ハ. 安静度（昼間も床にしているか）、介護がどの程度か。
- ニ. 食事は、内容（普通食か特別食か）
 - 食堂で食べるか、病室や寝室で食べるか。
 - 自分で箸やスプーン等が使えるか。食べさせてもらっているか。
- ホ. 用便、洗顔は自分ですか、病室ですか。介護が必要か。
 - 入浴は制限されているか。入浴に介護が必要か。
- ヘ. 家事はどの程度できるか。
 - 食事の支度、買い物、掃除、洗濯、布団の上げ下ろし、家計管理
- ト. 仕事（内容、勤務日数、時間、通勤方法など）
 - 学歴（普通学級か障害児学級か、通学方法は）

- ③ 申立の内容を、客観的に証明するものが、医師の記載した診断書です。

申立書に書かれた発病日、初診日、転医、治療歴等が診断書の内容と相違ないか確認してください。